



題字：初代学長 太田耕造先生

ISSN 0385-0838

第187号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境5-8

ベトナムのFTA約束事項の履行遅延問題 —CPTPPを中心に—

北嶋誠士

ベトナムは自由貿易協定(FTA)を主導的、積極的に推進することを国際統合の基本方針として掲げている。実際、これまでに15本ものFTAが発効している(表参照)。とくに近年は、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)、EUベトナム自由貿易協定(EVFTA)、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定といった大型のFTAが次々と発効した。

ベトナムの充実したFTAネットワークは企業にとって大きな魅力である。ベトナムの貿易額に占めるFTA締約国との貿易額は7割を超える。TPPを離脱した米国を除けば、ベトナムの主要な貿易パートナーとの間でFTAが使える環境にある。また、ASEAN諸国の中で、

CPTPPとEUとのFTAの両方に参加しているのは、ベトナムとシンガポールのみで域内での優位性もある。

しかし、実ビジネスでFTAを利用する際には、ベトナムではFTAでの約束事項が期限どおりに履行されていないという問題に注意を払う必要がある。以下では、その実態や背景についてCPTPPを例に取りながら考察する。

＜発効後も優遇税率を適用できない事態が発生＞

CPTPPはベトナムでは2019年1月14日に発効した。ところが、ベトナムでは協定発効後も輸出入にCPTPPの優遇関税を利用できないという事態が生じた。

まず、ベトナムから輸出する場合についてみると、CPTPPの原産地証明書(フォームCPTPP)の発給手続きを定めた商工省の通達(日本の省令に相当)の準備が、協定の発効日に間に合わず、1月22日に公布された後、3月8日から施行された(注1)。

もっとも、CPTPPにおいては、輸入者が貨物の原産性を自身で証明する自己証明制度も導入されている。したがって、輸出者が原産地証明書入手できなくとも、輸入者が自己証明を行えば優遇関税の適用を受けることは可能である。しかし、貿易契約で原産地証明書は輸出者側が準備するとなっている場合など、何らかの

＜目 次＞

- ベトナムのFTA約束事項の履行遅延問題
—CPTPPを中心に— 北嶋 誠士 (1)
- 米中関係の地図を考える 渡辺 陽介 (4)
- 【日韓関係の深層】
○ 「突破力」の尹錫悦大統領の実力と夫人リスク 前川 恵司 (6)
- 中堅・中小企業での外国人材の活躍
—ダイバーシティ経営の事例— 九門 大士 (9)
- マルコス新政権をデジタル世代から考える
フィリピンの魅力と課題 大泉 啓一郎 (11)
- 新しい日本ASEANの関係構築に向けて 大泉 啓一郎 (13)

表：ベトナムが参加している自由貿易協定

| 発効年 | 協定名（略称） |
|-------|-------------------------------------|
| 1996年 | ASEAN自由貿易地域（AFTA） |
| 2005年 | ASEAN中国自由貿易地域（ACFTA） |
| 2007年 | ASEAN韓国自由貿易地域（AKFTA） |
| 2008年 | 日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP） |
| 2009年 | 日越経済連携協定（JVEPA） |
| 2010年 | ASEAN豪州ニュージーランド自由貿易地域（AANZFTA） |
| 2010年 | ASEANインド自由貿易地域（AIFTA） |
| 2014年 | ベトナムチリ自由貿易協定（VCFTA） |
| 2015年 | ベトナム韓国自由貿易協定（VKFTA） |
| 2016年 | ベトナムユーラシア経済連合自由貿易協定(VN - EAEUFTA) |
| 2019年 | 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP） |
| 2019年 | ASEAN香港自由貿易地域（AHKFTA） |
| 2020年 | EUベトナム自由貿易協定(EVFTA) |
| 2021年 | 英国ベトナム自由貿易協定（UKVFTA） |
| 2022年 | 地域的な包括的経済連携協定（RCEP） |

（出所）各協定書などより筆者作成。

トラブルが生じた可能性は否めない。

より影響が大きかったのはベトナムへ輸入する場合である。ベトナムでは国会が2018年11月12日にCPTPPを批准した際、関税の削減・撤廃スケジュールを定めた譲許表は「直接適用」されると規定された。しかし、実際の運用には、譲許表に基づくCPTPPの関税率を規定した政府議定書（日本の政令に相当）が必要とされ、当該議定書が施行されたのは6月26日であった。これで優遇関税を適用できるかと思われたが、次には通関時の原産地証明手続きを定めた財務省の通達の修正が必要とされ、当該通達が施行されたのは10月21日であった。この時点で、協定の発効から実に9ヵ月以上が経過していた（注2）。

＜依然として未履行の分野も＞

さらには、未だに履行義務を果たしていない分野もある。労働者の権利に関する規定である。CPTPPでは、労働者の権利として、結社の自由および団体交渉権の実効的な承認を採用し、および維持することを加盟国に求めている（協定書第19・3条）。

一方、ベトナムでは従来、労働組合はベトナム共産党の影響下にある労働総連合の系統に属

する組合の設立しか認められていない。また、組合の設立には事業所を所管する労働総連合の下部組織の承認が必要であり、実質的に労働者が自由に労働組合を設立することはできなかった。

こうした中、CPTPPにおける約束事項を履行するため、ベトナムでは労働法が2019年に改正され、

2021年1月1日から施行された。新労働法では、労働総連合の系統に属さない労働組合（正確には、系統の労働組合と区別して「労働者組織」とされる）の設立が認められた。ところが、これを具体的に実施するための政府議定書が未だ公布されておらず、法律が有名無実と化しているのが現状である。

一党支配の社会主义国家であるベトナムにおいて、労働組合は「ベトナム社会の政治システムの一員」としてベトナム共産党の領導の下に置かれてきた（労働組合法第1条）。そこに、系統外の労働組合を設立する権利を認めることはセンシティブな問題であり、党・政府内で慎重に準備がなされているものと推察できる。しかし、昨今、サプライチェーンなどにおける人権問題への関心が高まる中、国際的に約束した労働者の権利保護が実施されていない状態は、国際的な批判を浴びるリスクを孕んでいるといえよう。

＜現地ビジネス界は寛容な見方＞

こうした現状に対して現地のビジネス界はどのようにみているのか。ベトナム商工会議所（VCCI）は「CPTPPの国内法令制定プロセスは、通常の場合よりも迅速に行われ、企業は関税優

遇の利益を速やかに享受することができた」と一定の評価を与えている。

そのうえで、「国内法令の制定が遅くとも、遡及適用の規定があれば、協定を順守しているとみなし得る」との解釈を示している。実際、原産地証明書の発給について、商工省の原産地部の担当官は、協定の発効当時、「通達の公布が遅れているが、遡及して原産地証明書を発給する規定を設けるので問題はない」（筆者ヒアリング）との見解を示していた。

しかし、企業の立場からすれば、発効後直ぐにFTAの優遇が利用できないは紛れもない不利益である。遡及適用の規定があったとしても、本当にそれが認められるのかというリスクを負うことになる。

なお、労働組合の問題に関しては、VCCIは「CPTPPの締約国の権利や関連当事者の利益に影響が生じていない」として問題視していない。

＜他のFTAでも同様に履行の遅れが発生＞

現在でも国内法令制定の遅れには改善がみられない。EUとのEVFTA（2020年8月1日発効）では、CPTPPでの経験を活かしたのか、原産地規則に関する商工省通達は協定の発効前に公布され、協定の発効と同時に施行された。しかし、EVFTAに基づく関税率を規定する政府議定書の施行は9月18日と遅れた。

RCEP協定（2022年1月1日発効）では、商工省通達の施行は4月4日とまたしても遅れた。関税率を規定する政府議定書は未だ公布されていない。

＜背景には社会体制の問題も＞

FTAによる約束事項が適時に履行されないことは、ビジネスの予見性を著しく低めるものである。何故このような問題が起こるのか。その原因の特定は容易ではないが、ベトナムが一党支配の国であり、社会的な監視機能が弱いという点は指摘しておきたい。

例えば、VCCIは政府に政策提言する役割を与えられているが、上述のとおり国内法令制定の遅延問題に対する評価は手緩いと言わざるを得ない。VCCIは「商工会議所(Chamber of Commerce

and Industry)」と呼ばれているものの、その実態は独立の民間団体ではなく、「国家組織」（VCCI定款第2条）として、共産党の影響下に置かれている（注3）。また、ベトナムには野党も存在しなければ、純粋な民間メディアも存在しない。

こうなると、党・政府の自助努力に期待するしかないがその見込みは薄い。CPTPPでみられた問題が、その後のFTAでも生じていることが何よりも物語っている。

ベトナムの内からの改善が難しいならば、FTAの加盟国政府や在ベトナムの外国商工会議所からの外圧が求められよう。個々の企業としては、ベトナムでFTAを活用してビジネスを行う場合には、約束事項がきちんと履行されているかの事前確認が重要である。

（注1）CPTPPでは、輸出者、生産者、輸入者が原産地証明書を作成できるが（自己証明制度）、ベトナムは現状、輸出貨物については権限のある当局（商工省）が原産地証明書を発給する方式（第三者証明制度）を採用している（なお、輸入貨物については輸入者による自己証明を認めていない）。

（注2）実はこの問題には続きがある。財務省通達の施行後も、事業者がCPTPPの優遇関税を適用しようとしても認められない事態が散発した。原産地の自己証明書を見たことがない税関職員が優遇適用を拒否したのである。財務省通達の理解が末端まで行き渡ってないことから起きた問題であった。ベトナムでは国内法令制定の遅延に加え、実際の運用の面にも注意が必要だ。

（注3）VCCIは「ベトナム祖国戦線」の一員である。祖国戦線は様々な分野の団体等からなる政治的な連盟組織であり（労働総連合も一員）、ベトナム共産党が領導し、宣伝活動を通じて人民を動員し、党の路線や方針、国家の憲法、法律、政策を実現する役割を担っている。

（きたしま さとし・アジア研究所講師）